

第3章

個別施設のデザイン基準

1. 個別施設のデザイン基準について

(1) この章の基準について

この章の基準は、景観計画に示した「景観配慮指針（景観形成基準）」に適合する標準的な配慮を示したものです。同じエリアでも、周辺環境が異なる場合があるため、基準の使用にあたっては、事前に周辺環境を十分に把握した上で、適切な項目を選択してください。

なお、景観上重要な場所の場合や、施設が特殊な形態等の場合は、景観配慮を個別に検討してください。

(2) 国のガイドライン等の活用について

国土交通省等が、各種景観形成ガイドライン（p102 参照）を公表しています。この章に掲載していない内容については、それらを積極的に活用し、良好な景観形成に努めてください。

(3) 現場での検討・確認について

色彩は、周辺環境や光の種類、面積の大小によって見え方が異なります。小さなサンプルによる室内での色彩検討は、失敗する場合があります。

あらかじめ候補色を複数案検討した上で、大判のサンプルを複数枚作成し、現地において周辺環境との調和度や、色の組み合わせのバランス、他の素材との相性などを確認し、慎重に決定するよう努めましょう。



■現地での色彩検討の風景：色彩を決める場合は、大判の色見本を現場に並べて、周辺環境との調和度等を確認することが望まれます。小さなサンプルや室内照明での検討は、見え方が異なるため、失敗する場合があります。



■現地での色彩検討の風景：複数の色彩や素材を組み合わせる場合は、全体のバランスを確認しながら、より慎重に検討しましょう。同じ色彩でも、組み合わせや周辺環境によって異なって見えるので、注意が必要です。

2. 横断歩道橋(色彩基準)

(1) 基本方針

横断歩道橋は、多くの人々の目に触れる幹線道路に設置されることが多く、市街地から郊外まで様々な環境の場所に設けられます。また、一般的な横断歩道橋は、鉄骨が露出し、無骨で重たい印象を与えます。

そこで、こうした横断歩道橋の塗装は、周辺環境に調和する色彩を選定するとともに、色の塗り分けにより圧迫感等の低減を図ることを基本とします。

なお、景観上重要な場所の場合や、施設が特殊な形態等の場合は、周辺環境を十分調査したうえで、景観配慮を個別に検討してください。

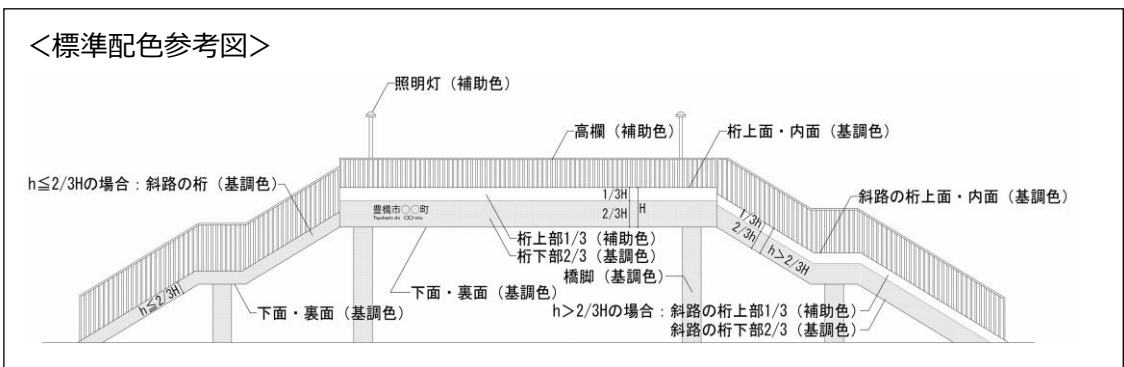
(2) 色彩基準

① 配色

部 位		配 色	備 考
高 欄		補助色	アルミの場合はステンカラーまたはシルバー
桁	外 面	上 1/3	補助色
		下 2/3	基調色
	内 面	斜路共	
	上 面	斜路共	
	下 面	斜路共	
裏 面		床版、斜路共	
橋 脚		排水管共	
蹴込板		斜路	





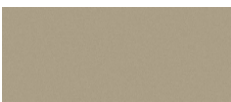
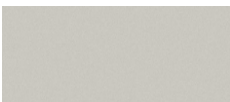
部 位		配 色	備 考
斜路の桁	外 面	$h > 2/3H$ の場合	上 1/3
		$h \leq 2/3H$ の場合	下 2/3
		基調色	



② 色彩

周辺環境に応じて、次表の色彩を選択します。

なお、周辺に文化財や社寺仏閣など重要な景観資源がある場合や、大規模なもの、形態が特殊なものは個別に検討します。

周辺環境	基調色	補助色	備考
自然環境 (主に市街化調整区域) ・ 路面電車の通り	 10YR6/1	 2.5Y8/0.5	里山エリア、田園 エリア等
人工環境 (主に市街化区域)	 1.25Y6/1	 5Y8/0.5	住居系エリア、沿 道系エリア、商業 系エリア等

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

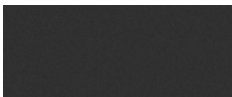
③ 目隠しパネル・斜路下フェンス

- ・高欄に目隠しパネルを取付ける場合は、原則として無色・半透明（すりガラス調）とします。
- ・斜路下にフェンスを設ける場合は、原則としてグレーベージュ（10YR6/1）とします。



④ 文字表示

- ・桁に町名や橋名等の表記が必要な場合はバランスよく配置し、文字寸法等は原則として下表によります。複数併記する場合は個別に検討します。
- ・その他、表記の基準はサインデザインマニュアルによります。
- ・ネーミングライツによる表記は別途協議とします。

言語	和文	英文	備考
文字寸法	200角	120角	桁の高さや視距離に応じて縮小や拡大可
書体	角ゴシック体 「ヒラギノ」W5	フルティガー	(ゴシック体)
色彩	 N1~N3		

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

⑤ 舗装

彩度の低い茶系色を基本とします。（設計時に左記の色彩がある仕様を検討します。）



3. 橋梁(河川に架かる橋梁の色彩基準)

(1) 基本方針

橋梁は、市街地から郊外まで様々な地域に設けられ、規模や形態が様々です。また、眺めの対象になることや、周辺を眺める視点場にもなります。

そこで、橋梁の塗装は、周辺環境と調和する色彩を選定することを基本とし、桁と高欄との配色バランス、高欄越しの眺めとの調和、接続する道路の防護柵との調和、といったことにも配慮して決めましょう。また、桁下に人が通る場合は、圧迫感の低減にも配慮しましょう。

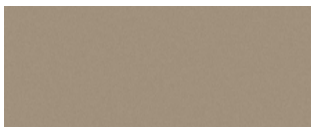
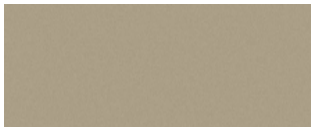
なお、景観上重要な場所の場合や、施設が特殊な形態等の場合、橋梁をランドマークとして演出する場合は、上記の点を十分考慮したうえで、個別に検討してください。

(2) 色彩基準

① 桁(鋼製の場合)

周辺環境に応じて、次表の色彩を選択します。

なお、周辺に文化財や社寺仏閣など重要な景観資源がある場合、大規模なもの、形状が特殊なものは個別に検討します。

周辺環境	基調色	備考
自然環境 (主に市街化調整区域)	 10YR6/1	里山エリア、田園エリア等
人工環境 (主に市街化区域)	 1.25Y6/1	住居系エリア、沿道系エリア、商業系エリア等

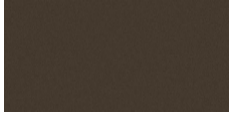
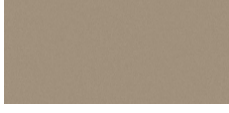
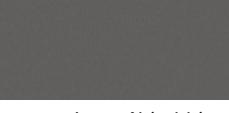
※ 色彩表示はマンセル値(見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。)

※ 桁高が高い歩道橋については、「1.横断歩道橋」の配色を参考とし、個別に検討します。

② 高欄

色彩は、「5. 防護柵(色彩基準)」との整合を図り、次表を標準とします。

なお、周辺に文化財や社寺仏閣など重要な景観資源がある場合や、形態が特殊なものは個別に検討します。

設置地域	主な周辺環境	色 彩	備 考
一般	<ul style="list-style-type: none"> 山間部 田園地域 歴史的まち並み地域 都市部（下記以外） 	 10YR2/1 (ダークグレイ)	<ul style="list-style-type: none"> * 高欄（パイプ形式の防護柵）の基本色 * 塗装面が大きい高欄やフラットバーの縦格子状の高欄は、グレーベージュと比較検討
特別 (個別に調整)	<ul style="list-style-type: none"> 都市部（明るい周辺環境） 沿岸部（海や砂浜が背景となる場合） 	 10YR6/1 (グレーベージュ)	<ul style="list-style-type: none"> * 塗装面が大きい高欄（ガードレール等）の場合に有効
	<ul style="list-style-type: none"> 都市部 (落ち着いた周辺環境) (都会的な雰囲気のある都心) 	 10YR3/0.2 (ダークグレー)	

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

※ 「設置地域」、「主な周辺環境」は目安のため、実際の周辺環境を十分に調査し、周辺の防護柵の色彩との調和等、基本方針の配慮点も考慮した上で適切な色彩を選択する。

(3) 整備事例



■ 塗り替え前 : 周辺の自然や農地のなかで青色が目立っている。



■ 塗り替え後 : 周辺の自然や農地になじむ景観になった。



■桁高が高い歩道橋の塗装例：横断歩道橋の色彩基準に準じた2色の配色で、スリムに見えるように配慮している。背景が堤防になるため、横断歩道橋の基準より明度を下げた色彩を選択している。(上部 10YR6.5/1 下部 10YR5/1)



■フラットバーの縦格子の高欄をダークブラウンで塗装した事例：フラットバーの幅やピッチによっては、高欄が壁に見えてしまう場合がある。その場合は、塗装色をグレーベージュにするなど、開放感を損ねないよう配慮することが望ましい。

4. 照明灯(色彩基準)

(1) 基本方針

照明灯は、道路や公園等に設置され、夜間の安全な通行や快適な空間の演出に必要です。そこで、次の方針に沿って景観配慮を行うことを基本とします。

- ・ 標識柱や信号柱、電柱等とできるだけ統合し、支柱の数を減らします。
- ・ 流行にとらわれないシンプルなデザインとし、周辺環境にふさわしい色彩とします。
- ・ 光は目的とする照明範囲外に照射しないものとします。
- ・ 光色は、視認性や経済性に配慮するとともに、設置環境の特性にふさわしいものとします。

(1) 色彩基準

① 光色

照明灯の光には、安全な通行と防犯という重要な役割があるとともに、光色によって景観に表情を与えることができます。設置環境に応じて次表の光色を標準とします。

設置地域	光色(色温度)	備考
一般	昼白色 (5000 K 程度)	—
特別 (個別に調整)	電球色 (2500~3500 K 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人が中心の落ち着いた環境を形成すべき場所 ・ 中心市街地など、景観整備で魅力ある環境を演出する場所 ・ 旧宿場町などで歴史的な環境を有する場所

※ 電球色(2500~3500 K 程度)はあたたかみがあり、人にとって心地よく、落ち着いた雰囲気を生み出すことができます。

※ 照らすものの色を自然な色彩で表現したい場合は、演色性(平均演色評価数 Ra)の高い光源を選びます。

※ スポーツ用途などで特に視認性を優先させる必要がある場合や、動植物へ配慮が必要な場合等は、光色や演色性等について、個別に検討します。

② 支柱・灯具

照明灯の支柱や灯具の色彩は、低彩度の色彩を基本とし、設置場所の周辺環境に応じて、次のなかから選択します。





なお、道路照明において、同一路線で周辺環境が断続的に変化する場合は、道路景観の連続性と周辺環境との調和を総合的に判断して選択します。

■ 一般地域

一般的な地域では、亜鉛メッキ地肌の色を標準とします。

ただし、歴史的な建造物がある場所や、緑豊かな場所、防護柵が特定の色彩を採用している場所等では、参考色も候補に加えて検討します。

また、建築物の敷地内では、建築デザインとの調和にも配慮して検討します。

設置地域	標準色	参考色		
一般	 N-6~7 亜鉛メッキ地肌	 10YR2/1 (ダークブラウン)	 10YR3/0.2 (ダークグレー)	 10YR6/1 (グレーベージュ)




※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

※ 亜鉛メッキ地肌の代わりに、ステンレスやアルミを用いる場合は、素材のまま（無着色）を基本とし、着色する場合は、概ねN-6~7程度とします。

■ 特別地域

中心市街地や歴史的地区、公園・緑地等の特別な場所では、落ち着いた色彩を選択することとし、ダークブラウン（10YR2/1）とダークグレー（10YR3/0.2）を標準とします。

ただし、明るく開放的な通り等では、グレーベージュ（10YR6/1）も候補に加えて検討します。

設置環境	標準色		参考色	備考
特別 (個別に調整)	 10YR2/1 (ダークブラウン)	 10YR3/0.2 (ダークグレー)	 10YR6/1 (グレーベージュ)	中心市街地の景観形成地区や二川宿、公園・緑地等

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）



■ダークブラウンの照明灯



■グレーベージュの照明灯

5. 防護柵(色彩基準)

(1) 基本方針

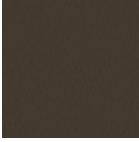
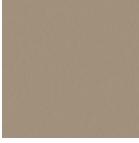
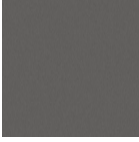
防護柵の景観配慮については、平成16年3月に「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」が国土交通省により策定（平成29年10月に「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」が策定）され、設置の判断や形状、色彩等の対応が示されています。

そこで、防護柵の景観配慮は、国土交通省のガイドラインに沿うことを基本とし、ここでは、具体的な色彩とその選択方法について定めています。

(2) 色彩基準

色彩は、上記のガイドラインとの整合を図り、次表を標準とします。

なお、周辺に文化財や社寺仏閣など重要な景観資源がある場合や、形態が特殊なものは個別に検討します。

設置地域	主な周辺環境	色 彩	備 考
一般	・山間部 ・田園地域 ・歴史的まち並み地域 ・都市部（下記以外）	 10YR2/1 (ダークブラウン)	* 防護柵（パイプ形式）の基本色 * 塗装面が大きい場合はグレーページと比較検討
特別 (個別に調整)	・都市部（明るい周辺環境） ・沿岸部（海や砂浜が背景となる場合）	 10YR6/1 (グレーページ)	* 塗装面が大きい場合（ガードレール等）に有効
	・都市部 (落ち着いた周辺環境) (都会的な雰囲気のある都心)	 10YR3/0.2 (ダークグレー)	* 通りのイメージづくりに有効

※ 色彩表示はマンセル値（見本は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

※ 「設置地域」、「主な周辺環境」は目安のため、実際の周辺環境を十分に調査した上で適切な色彩を選択します。

※ 一定区間が従前の基準（亜鉛メッキ地肌）で整備されている場合は、道路景観の連続性や周辺景観との調和を総合的に判断し、亜鉛メッキ地肌も候補に入れて色彩を選択します。

※ 既存の防護柵の一部を取り替える場合も、連続性や周辺との調和を総合的に判断して選択します。

※ 高い耐食性が求められる沿岸部等については、上記の基準によらず亜鉛メッキ地肌も候補とします。

※ 反射シートを貼る場合は、昼間の景観にも配慮し、シートの幅や色彩を検討し、赤や黄の太幅のものは必要最小限とします。

(3) 整備事例



■ダークブラウンの事例（一般的な都市部）



■グレーベージュの事例（明るい周辺環境の都市部）



■駅前の景観に合わせた防護柵の事例



■白いガードレールの一部取り換えの際に、グレーベージュ色を採用し、長期的な視点で調和を図った事例



■一般的な反射シートの事例



■支柱と同色の幅の広い反射シートの事例

6. フェンス・防球ネット(色彩基準)

(1) 基本方針


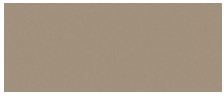



フェンス（網が金属製のものをいう）や防球ネット（網が繊維でできたのものをいう）は、主に公園や学校等の敷地を囲うように設けられます。

そこで、空間を分断しないよう存在感を抑えながら周辺環境に調和する色彩にすることを基本とします。また、背が高く遠方から見えるものは、背景となる空や山等に溶け込む色彩とします。

(2) 色彩基準

色彩は、次表を標準とします。

なお、周辺に文化財や社寺仏閣など重要な景観資源がある場合や、形態が特殊なものは個別に検討します。

高さ	設置環境	色 彩	
		フェンス（支柱及び網）、 防球ネット（支柱）	防球ネット（網）
低いもの	背景が豊かな緑の場合		ブラウン 又は ブラック
	背景がダーク系の建造物の場合	10YR2/1 (ダークブラウン)	
	背景が広場や明るめの建造物の場合		ライトグレー
高いもの	背景が空の場合	 	ライトグレー
	背景が豊かな緑（山など）の場合		ブラウン 又は ブラック

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

※ 「設置環境」は目安のため、実際の周辺環境を十分に調査した上で適切な色彩を選択します。

※ 防球ネット（網）の色彩は、支柱と同色の製品があれば、利用可能とします。

※ 緑色や白色は、原則使用しないようにします。

※ フェンスに目隠し用のメッシュシートを取り付ける場合は、フェンスに調和した色彩を採用します。



■ダークブラウンのフェンス



■グレーベージュのフェンス

7. 水管橋(色彩基準)

(1) 基本方針

水管橋は、景観のなかで主役になるものではないため、存在感を低減させ、周辺環境に溶け込む色彩にすることを基本とします。


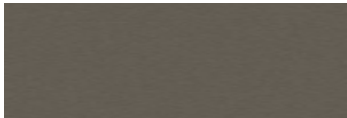
具体的な色彩の検討にあたっては、設置場所の環境(自然系河川かコンクリート水路か、近接する橋梁等の工作物はどのような色彩か、周辺環境は自然地域か田園地域か都市地域か)を把握し、それぞれの環境に最も調和する色彩を選定します。

また、文字等の情報の表示は、管理上必要なものに限ることとし、必要最小限の大きさとしします。

(2) 色彩基準

管の色彩は、設置場所の環境に調和したものを選定することとしますが、多くが橋梁の桁に沿って設置されるため、次表の基準により選定します。

なお、支持材や忍び返しなどの附属物の色彩も管と同色を基本とします。

管の設置状況		色 彩	備 考
橋梁の桁に沿って設置されるもの	無塗装のコンクリート桁	 5Y4. 0 / 1. 0	次の場合は、「公共事業色彩検討シート」を作成し選定する。 ・管径が太いなど、橋梁と比較して存在感が大きい場合 ・既存橋梁の色彩が周辺環境に不調和である場合
	鋼製桁	桁の色彩と同色	
河川や水路上に単独で設置されるもの		「公共事業色彩検討シート」(P105を参照)により選定	<p>< 参 考 ></p> <p>豊橋市上下水道局前の水管橋の色彩</p>  2.5Y4.0/1.0

※ 色彩表示はマンセル値(見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。)

※ 管がステンレス材の場合は、素材色のままとします。

※ 公衆から見えない管(橋梁の桁下内に設置される場合等)の色彩は、本基準によらないことができます。

※ 「公共事業色彩検討シート」により選定する場合は、複数の見本板(90cm角程度)を作成し、現地にて周辺環境との調和度を確認するよう努めます。

(3) 管理情報の表示基準

管理上必要となる詳細な情報は、台帳にて整理するものとし、現地への表示は次のとおり必要最小限のものとしします。

項目	内容	備考
表示内容	豊橋市上水道 R○、○塗装	特殊色を使用した場合は、必要に応じてマンセル値を表示する。
文字の大きさ	文字高30mm程度	管理上見えない場合は、必要最小限の大きさまで拡大できるものとする。
色彩	白または黒	判読しにくい場合は、他の色彩（彩度を抑えた色彩）にすることができる。
表示位置	管の端部など	管理者の判読性に配慮しつつ、景観上影響の少ない位置に表示する。

※ 工業用水等の区別が必要な場合は、管周に細い識別ラインを入れる等に対応します。



■ 改善前の水管橋（上下水道局前）



■ 管理情報の表示



■ 改善後の水管橋 色彩：2.5Y4.0/1.0（上下水道局前）



■改善前の水管橋：青い水管橋が自然景観のなかで目立っており、管の文字表示も必要以上に大きく、景観が煩雑に見えます。

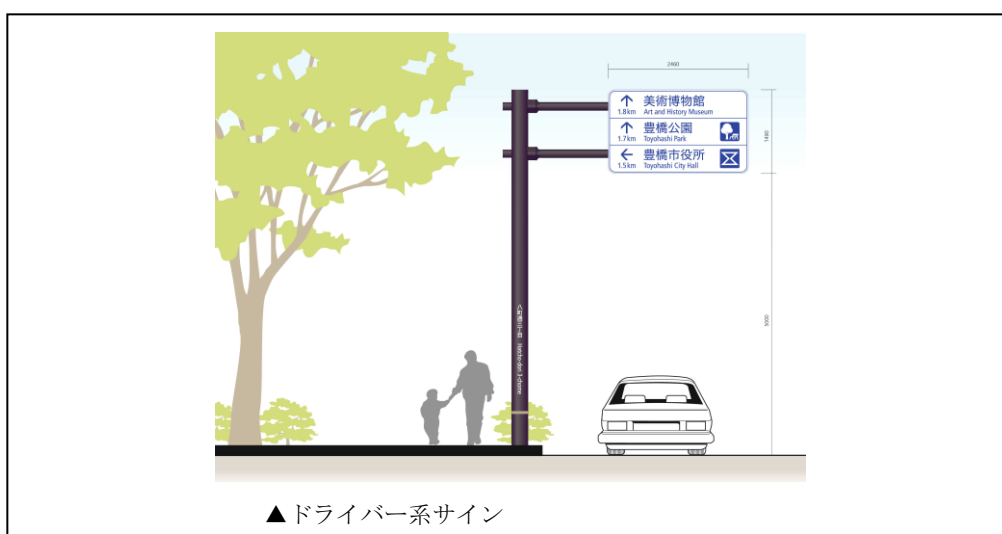
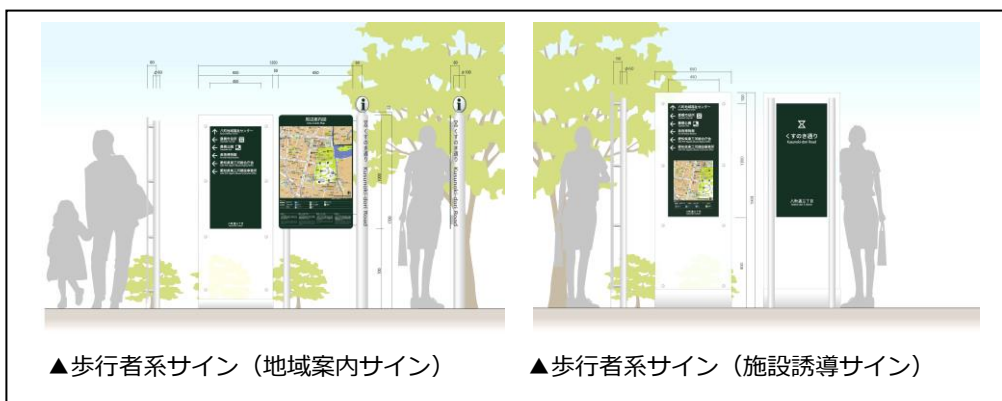


■改善後の水管橋：背後の橋梁の高欄も白色からダークブラウンになり、改善前と比較して人工物が目立ちにくくなっています。ひとつひとつの積み重ねで、暮らしの景観が向上していきます。

8. サイン

デザインの基準は、別冊「サインデザインマニュアル（平成 17 年 3 月：豊橋市）」によります。

■ 標準デザイン参考図



※ 支柱の色は、設置する周辺環境に調和した色彩を選択する。



■ 歩行者系サインの整備事例



■ 歩車兼用系サインの整備事例

第4章

通知制度等の概要

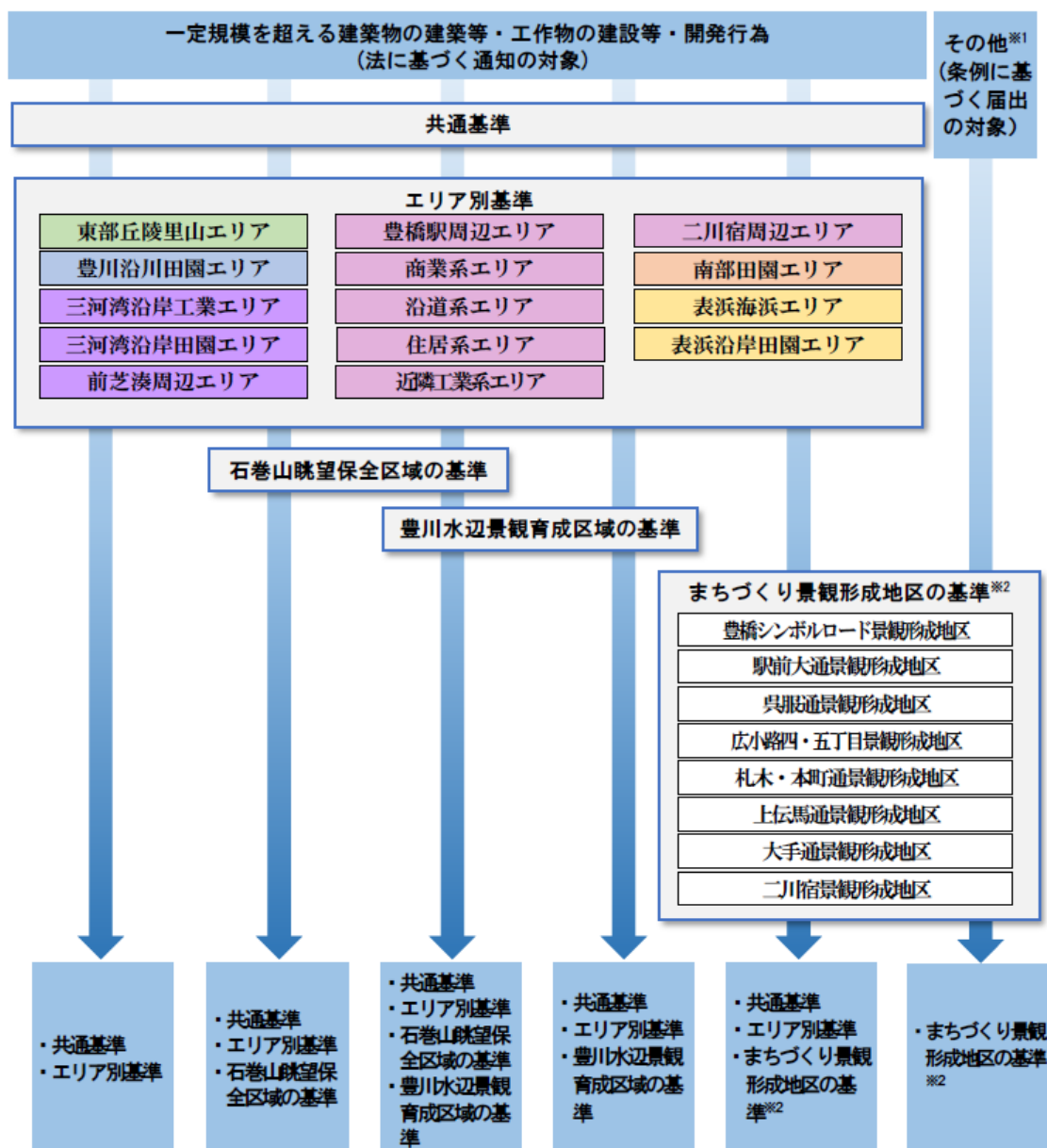
1. 事前相談と通知制度

景観計画では、民間が行う一定規模を超える建築物や工作物等の工事に際して、市長に対して条例に基づく事前協議と法に基づく届出が必要になっていますが、国・県・市が行う行為については、市長に対して事前相談と法に基づく通知が必要です。市長は必要に応じて、通知をした者に対し、景観計画に定めた景観形成基準に適合するよう協議を求めます。また、まちづくり景観形成地区においては、一定規模以下の建築行為等に対しても、条例に基づく届出を求め、良好な景観形成を誘導します。

(1) 通知制度と景観形成基準の概要

行為の規模や場所によって、手続きや景観形成基準が異なりますので、下図を参照に概要を把握してください。

■ 図 通知制度と景観形成基準のイメージ



※1：まちづくり景観形成地区内における行為で、法に基づく通知の対象にならない規模のものです。

※2：まちづくり景観形成地区の基準は、景観法に基づく行為の制限にいません。

2. 事前相談と通知の対象行為

(1) 事前相談と法に基づく通知の対象行為

① 事前相談と法に基づく通知の対象行為の種類

事前相談と法に基づく通知の対象行為の種類は、大きく次の3種類になります。

■ 建築物の建築等

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 工作物の建設等

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※景観計画において「工作物」とは、以下の物件を指します。

種類①	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種類②のものを除く） ・ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場その他の運動施設その他これらに類するもの ・風力発電施設その他これに類するもの ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ・擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの ・柵、塀その他これらに類するもの ・乗用エレベーター又はエスカレーターであって、観光のために用いられるもの ・ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他の製造施設その他これらに類するもの ・サイロ、ガスタンクその他の貯蔵施設その他これらに類するもの ・粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他これらに類するもの ・駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの ・その他、市長が指定したもの
種類②	<ul style="list-style-type: none"> ・送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの
種類③	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設であって、土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの
種類④	<ul style="list-style-type: none"> ・高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
種類⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの

■ 開発行為

- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

② 事前相談と法に基づく通知の対象行為の規模

事前相談と法に基づく通知の対象行為の規模は、行為の場所によって異なります。行為の場所が景観計画のどのエリアになるか確認した上で下表により対象になるか確認してください。

■ 表 事前相談と法に基づく通知対象行為の規模

地域	エリア	建築物の建築等	工作物の建設等		開発行為
			種類①	種類②～⑤	
里山の景	東部丘陵里山エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 10m 超	種類②： 高さ 30m超 種類③： 太陽光パネル の合計面積 (計画総面積) 計 500 m ² 超 種類④： 高さ 10m超 種類⑤： 幅員 4m超又 は延長 10m 超	開発区域 5ha 超
川の景	豊川沿川田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		
港の景	三河湾沿岸工業エリア	高さ 15m 超又は 建築面積 3,000 m ² 超	高さ 15m 超		
	三河湾沿岸田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m超		
	前芝湊周辺エリア	高さ 13m超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m超		
まちの景	豊橋駅周辺エリア	高さ 20m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m超		
	商業系エリア	高さ 20m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m超		
	沿道系エリア	高さ 15m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m超		
	住居系エリア	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m 超		
	近隣工業系エリア	高さ 15m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m超		
	二川宿周辺エリア	高さ 13m超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m超		
農の景	南部田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		
海の景	表浜海浜エリア	高さ 5m 超又は 建築面積 10 m ² 超	高さ 5m 超		
	表浜沿岸田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		

*工作物の高さは、地盤面から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが 5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が上表の数値を超えるものを含みます。

事前相談と通知の対象行為と、本ガイドラインにおける施設種別の対応は下表を参考にしてください。

本ガイドラインにおける施設種別 事前相談と通知の対象行為		道路	橋梁	河川・水路	公園・緑地	面的開発等	公共建築物
建築物	・建築基準法第2条第1号に規定する建築物				○	○	◎
工 作 物	・煙突						
	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種別②のものを除く）						
	・ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場等の運動施設その他これらに類するもの				○		
	・風力発電施設その他これに類するもの						
	・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの				○		
	・彫像、記念碑その他これらに類するもの				○		
	・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの				○		
	・擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの	○	○	◎	○	○	○
	・柵、塀その他これらに類するもの				○	○	○
	・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの						
	・ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設				○		
	・アスファルト、コンクリート等の製造施設その他これらに類するもの						
	・サイロ、ガスタンク等の貯蔵施設その他これらに類するもの						
	・粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場等の処理施設その他これらに類するもの						
	・駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの				○	○	○
種類②	・送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの	○	○		○	○	○
種類③	・太陽光発電施設で土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの				○	○	○
種類④	・高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの	◎					
種類⑤	・橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの	○	◎		○		
開発行為	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為					◎	

◎：対応するもの

○：附属して建設される可能性のある主なもの

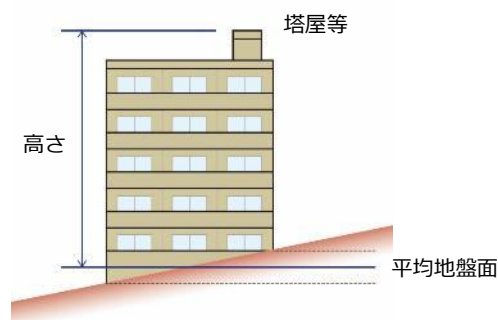
③ 対象行為についての解説

■ 建築物について

建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。また、当該建築物に附帯する工作物を含みます。

■ 建築物の高さの算定について

建築物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定に準じる。）からの高さとし、塔屋や屋上広告物等の屋上突出物も含めた高さとしします。



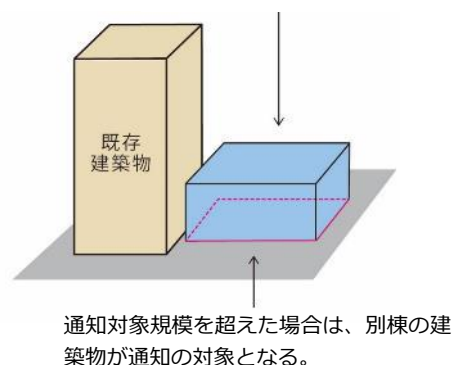
■ 同一敷地内の別棟の増築について

同一敷地において別棟で増築する場合は、増築する棟の規模で通知の対象を判断します。

通知の対象になった場合は、敷地に対して「増築」、棟に対しては「新築」として提出図書に記載します。

景観法に基づく行為の制限は、別棟で増築する建築物とその関連部分が対象となります。

別棟の増築は、その棟の規模が通知対象行為の規模を超えるかで判断する。



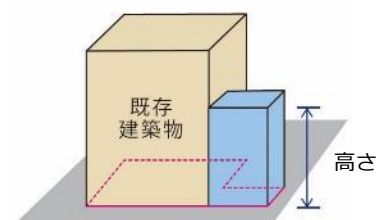
■ 既存建築物と同一棟となる増築について

同一敷地内で既存建築物と一体で増築する場合は、増築部分の規模により通知対象を判断します。

通知の対象となった場合は、敷地に対して「増築」、棟に対しても「増築」として提出図書に記載します。また、図面は、同一棟となる建築物全体の図書を提出してください。

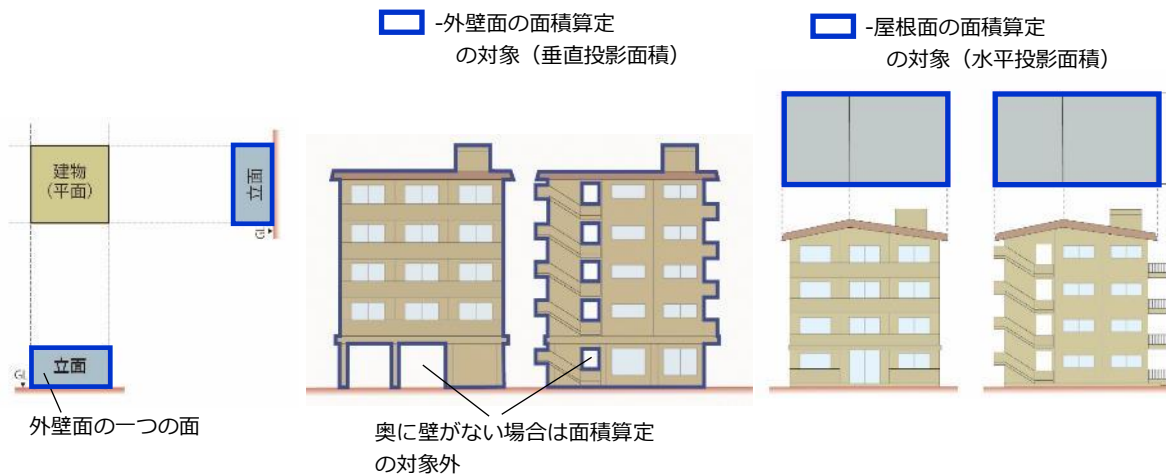
景観法に基づく行為の制限は、増築部分とその関連部分が対象となります。

同一棟の増築の場合は、増築部分の規模が通知の対象規模を超えるものが、通知が必要となる。



■ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について

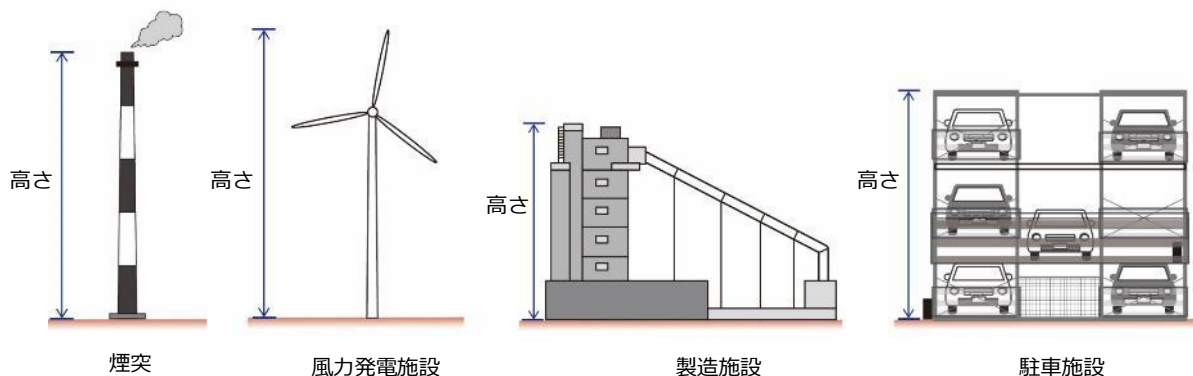
外壁面の一つの面又は屋根面（陸屋根は除く）において、変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものをいいます。なお、既存と同色にする場合も対象とします。



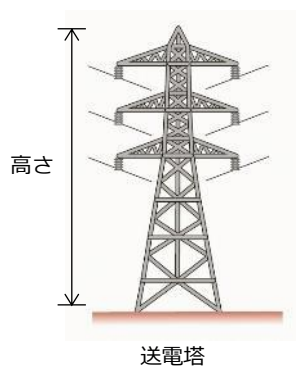
■ 工作物について

工作物は、5つの種類に分類しています。

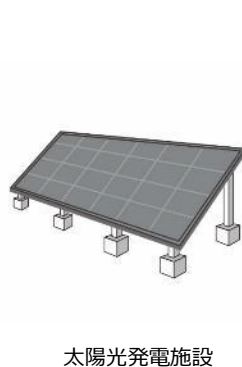
種類①の例



種類②の例



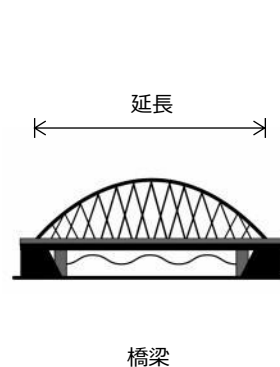
種類③の例



種類④の例



種類⑤の例



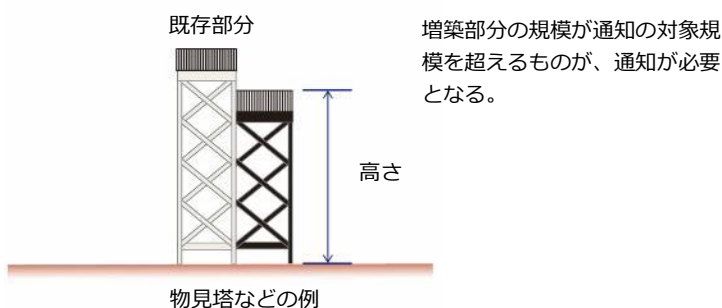
■ 工作物の高さ(種類①、②、④)について

工作物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定に準じる。）から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が表中の数値を超えるものを含みます。



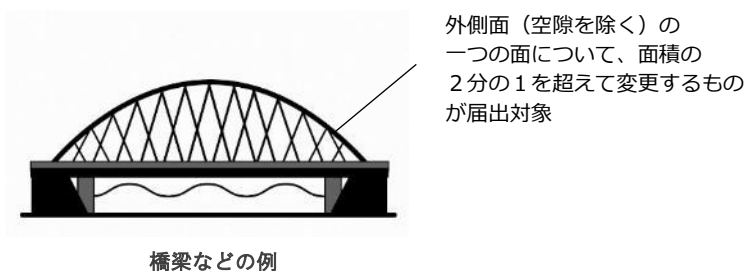
■ 工作物の増築について

基本的な考え方は、建築物の増築と同じです。既存工作物と一体で増築する場合は、増築部分の規模により通知対象を判断します。通知対象となった場合は、既存分部を含めた工作物全体の図面を提出してください。なお、小規模な附属設備の増設や取り換え等については、対象外です。



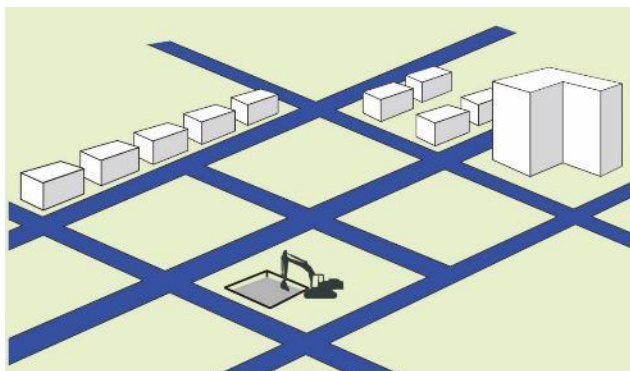
■ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について

基本的な考え方は、建築物の外観の変更と同じです。外側面の一つの面又は屋根面（陸屋根は除く）において、変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものをいいます。なお、既存と同色にする場合も対象とします。



■ 開発行為について

開発行為は、都市計画法第4条第12項に規定するものです。



(2) まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出の対象行為

① 条例に基づく届出の対象行為の種類

■ 建築物の建築等

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 工作物の建設等

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 屋外広告物の表示等

- ・屋外広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更

■ その他市長が必要と認めた行為

※なお、軽易な行為等は届出対象となりません。

② 条例に基づく届出の対象行為の規模

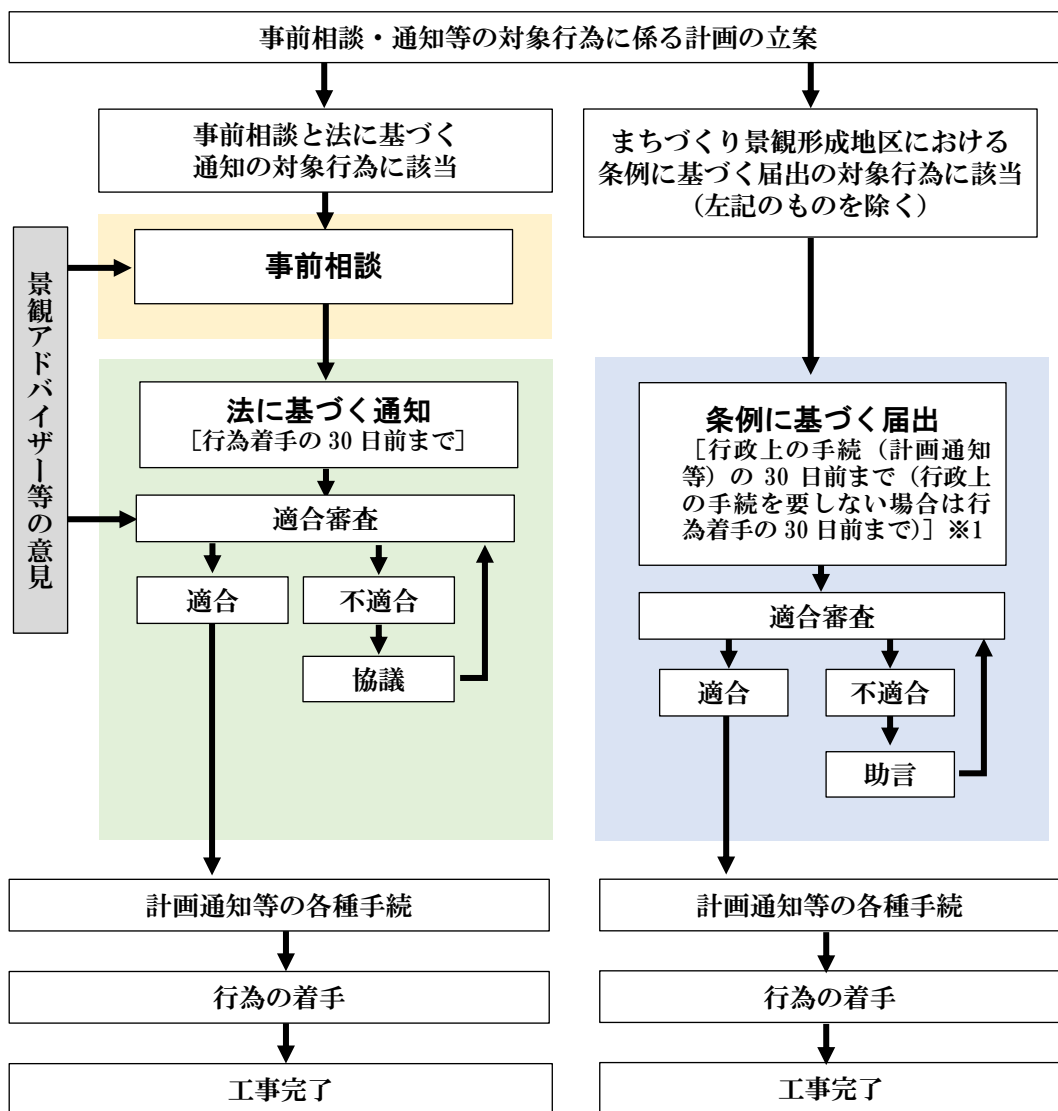
事前相談と法に基づく通知対象行為に該当する規模を除く、全ての規模。(まちづくり景観形成地区内において、事前相談と法に基づく通知対象規模に該当する行為を行う場合には、事前相談と法に基づく通知の手続きが必要です。)

3. 景観形成基準

景観形成基準は、景観計画第4章を確認してください。

4. 手続の流れ

事前相談と通知等が必要となる行為を行う場合には、以下の流れに従って手続きしてください。（民間が行う行為の場合は、条例に基づく事前協議と法に基づく届出が必要となり、下記の流れと異なります。）



※1：法に基づく通知の対象になる場合は、条例に基づく届出は省略できます。

※：都市の魅力を引き出すような斬新なデザインについては、景観アドバイザー等の意見を聴きながら慎重に対応します。

5. 提出図書

事前相談と通知等には、それぞれ以下の図書を提出してください。

① 事前相談と法に基づく通知の提出図書

■ 事前相談の提出図書

事前相談では、景観計画に定めた景観形成基準への適合について確認するとともに、つくり手側の創意工夫を活かしながらより良いデザインとなるよう調整を行います。

計画段階や基本設計の段階など、デザインの詳細が確定する前に相談をしてください。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①事前相談書	
	②図面 ・位置図 ・基本計画図	・基本計画図は、配置、平面、立面等の計画案 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域の場合は、写真に完成後のイメージを入れたものを添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	④景観配慮検討書	
開発行為	①事前相談書	
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・基本計画図	・基本計画図は、造成等の平面、断面等の計画案 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域の場合は、写真に完成後のイメージを入れたものを添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	④景観配慮検討書	

■ 法に基づく通知の提出図書

法に基づく通知では、景観計画に定めた景観形成基準への適合を確認します。

提出図書は、最終段階の設計図書を用意してください。ただし、審査によって設計内容の変更が必要となることがありますのでご注意ください。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①景観計画区域内行為通知書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図 ・完成予想図	・立面図は着色し、マンセル値を記入
	③シミュレーション図 (石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合)	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	
開発行為	①景観計画区域内行為通知書	
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・計画図	
	③シミュレーション図 (石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合)	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	

② まちづくり景観形成地区の条例に基づく届出の提出図書

届出では、各景観形成地区の基準への適合を確認します。

提出図書は、最終段階の設計図書を用意してください。ただし、審査によって設計内容の変更が必要になることがありますのでご注意ください。

なお、届出前の任意の相談にも対応します。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①まちづくり景観形成地区内行為届出書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図	・立面図はマンセル値を記入 ・完成予想図がある場合は添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
屋外広告物の表示等	①まちづくり景観形成地区内行為届出書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・意匠図	・意匠図はマンセル値を記入
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真

參考資料

1. 国のガイドライン

国土交通省は平成 15 年に公表した「美しい国づくり政策大綱」において、具体的な施策のひとつとして「分野ごとの景観形成ガイドラインの策定（①～⑩）」を掲げました。

このガイドラインは、事業担当各職員が事業執行の段階で活用するものとして、次のことを明確にかつ可能な限り網羅的に整理しています。

- ・ 基本的な視点や検討方法
- ・ 手続きの考え方など地域を問わず全国的に適用すべき基本的事項
- ・ 意匠、色彩の計画や施工方法など地域特性に応じて適用する参考事項

また、中部地方整備局は平成 19 年に景観アドバイザー会議によって「未来を拓く中部の景観づくり」を取りまとめ、平成 27 年には同『実践編』や色彩検討の手引きの改定である「公共事業における色彩・デザイン指針（⑪）」を示しました。

そこで、本市の区域内で公共事業をおこなう場合においては、下記に掲げる指針等を良好な景観形成のために積極的に活用することとします。

■ 活用する景観形成の指針等

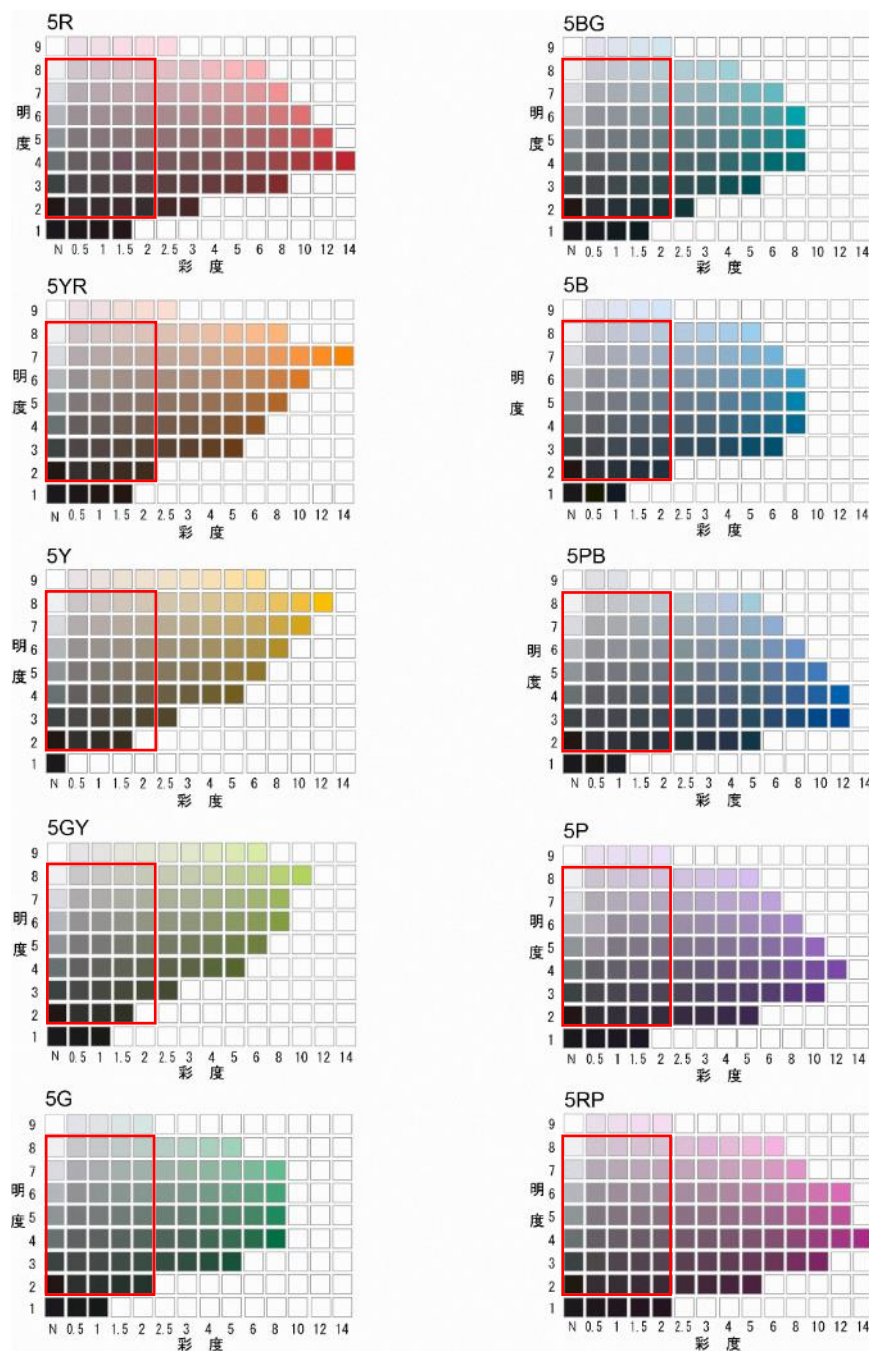
- ① 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン
- ② 航路標識整備事業景観形成ガイドライン
- ③ 港湾景観形成ガイドライン
- ④ 住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン
- ⑤ 道路デザイン指針
- ⑥ 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
- ⑦ 海岸景観形成ガイドライン
- ⑧ 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」
- ⑨ 砂防関係事業における景観形成ガイドライン
- ⑩ 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン
- ⑪ 公共事業における色彩・デザイン指針

2. 公共事業の推奨色

公共事業の推奨色は以下の通りです。施設の基調色（ベースカラー）は、この範囲で選択することを基本とします。なお、自然と調和しやすい色相（YR系、Y系）以外の色相を使用する場合は、慎重に検討する必要があります。

色相：すべて 明度：2～8程度の範囲 彩度：0～2程度の範囲

■ 図 公共事業の推奨色



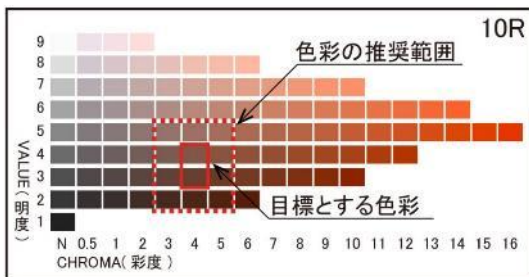
< 国のガイドラインの一例 >

■ カラー舗装の留意事項―「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」より

○ 赤色系

望ましい彩度は4程度まで落とした中間的な彩度とし、明度は3~4程度とすると、落ち着きのある色となり、交通安全施設としての視認性を保ちつつ、景観的に馴染む可能性がある。

また、歩車道区分で帯状に用いる場合には、幅を15cm程度まで狭めるなど、使用する面積を小さくすることにより、景観に与える影響を低減することができる。

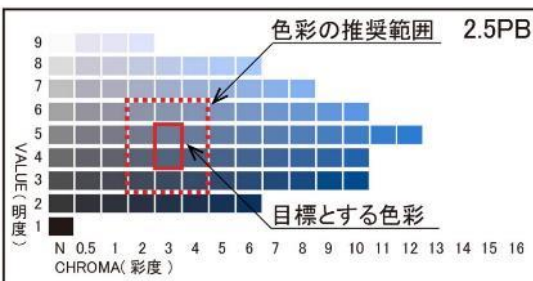


▲色相 10R の明度・彩度の選定範囲

○ 青色系

望ましい彩度は3程度の中間的な彩度とし、明度も4~5程度にすることにより、視認性を確保しながらも落ち着いた印象となり、景観的に馴染む可能性がある。

また、R系と同様に、使用する面積を小さくすることで景観に与える影響を低減することが必要である。

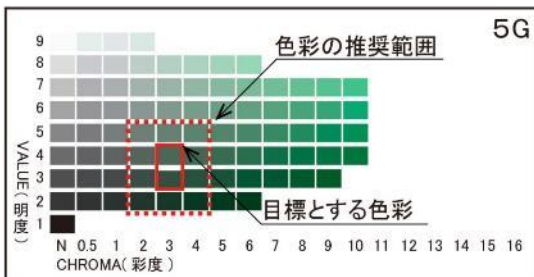


▲色相 2.5PB の明度・彩度の選定範囲

○ 緑色系

望ましい彩度は3程度の中間的な彩度とし、明度も3~4程度にすることにより、視認性を確保しながらも落ち着いた印象となり、景観的に馴染む可能性がある。

また、R系と同様に、使用する面積を小さくすることで景観に与える影響を軽減することが必要である。



▲色相 5G の明度・彩度の選定範囲

STEP 1		担当課 事業種別 事業名 所在地 対象施設 素材・仕上げ	担当者 担当職 関係部署 規模・構造	(画:))))	
STEP 2		周辺景観の状況 周辺景観の基調色	里山の景・東部丘陵山エリア 川の景・豊川沿川田園エリア 港の景・三河湾沿岸工業エリア、三河湾沿岸田園エリア、前芝渡周辺エリア まちの景・豊橋駅周辺エリア、商業系エリア、治道系エリア、住居系エリア、近隣工業系エリア、二川宿周辺エリア 農の景・南部田園エリア 海の景・豊浜海浜エリア、彩浜沿岸田園エリア 石巻山眺望保全区域 豊川周辺景観育成区域	里山景観・・・(参考) 調和明度: 2~6程度 郊外・田園景観・・・(参考) 調和明度: 3~7程度 河川景観・・・(参考) 調和明度: 4~8程度 港湾・海浜景観・・・(参考) 調和明度: 4~8程度 都市景観・・・(参考) 調和明度: 2~7程度 自然景観色(森林、田園、土、空、水などの色) 社会景観色(周辺施設などの色) 文化景観色(歴史的建造物、祭事などの色) <コメント>	明度 同 等 ±0.5~1.5 ±2.5以上
STEP 3		樹形方針 (色相の方針)		同一調和型・・・色相を周辺景観の基調色と±5°の範囲とする *良好な地景観を保全するため、施設を周辺景観に埋没させる場合などに採用 類似調和型・・・色相を周辺景観の基調色と±25°~43°の範囲とする *地域景観を主体とし、施設の存在感を突出することなく景観全体を融和させる場合などに採用 対比調和型・・・色相を周辺景観の基調色と±100°~180°の範囲とする *施設が地景観に不足する要素を補うことで、景観を向上させる場合などに採用(慎重な検討要) <コメント>	
STEP 4		候補色	マンセル値: マンセル値: マンセル値: マンセル値:	<コメント> *参考・・・基準色に調和する明度の範囲	
STEP 5		選定色 色相サンプルによる現場確認状況	*撮影: 年 月 日 時 <コメント>	<コメント>	
		現場写真	*撮影: 年 月 日 時 (天候:)		

*本シートは、「公共事業における色彩・デザイン指針(中部地方整備局)」を基に、公共施設の主要な色彩を統一するために定めたものです。選定色は、基準色に、基準時に「公共事業の推奨色」の範囲によるものとします。

*公共事業の推奨色・・・色相: すべて 明度: 2~8程度の範囲 彩度: 0~2程度の範囲

◆ 発行 : 豊橋市役所 都市計画部 都市計画課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

TEL : 0532-51-2615 FAX : 0532-56-5108

E-mail : toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp



豊橋市公共事業景観形成ガイドライン

令和3年4月